青運整第３１２号の２
令和５年１１月２９日

管内乗合旅客運送事業者　各位

青 森 運 輸 支 局 長
（ 公 印 省 略 ）

バスの走行時における安全運行の徹底について

今年度、別紙のように、乗合バスの乗降口の扉（中扉）を開放したまま走行していることに当該バスの運転者が気付かず、扉を開放したままの状態で運行を継続した事案が全国で３件確認されております。

乗合バスの乗降口の扉が開放された状態で走行することは、旅客が道路上に転落する恐れがあるとともに、旅客に恐怖心を与えるものであり、輸送の安全を大きく損ねるもので大事故に直結しかねない事案です。

別紙の報告内容によると、運転者が閉扉操作を行っていないこと、開扉走行防止装置が正常に作動していないこと等、運行管理・整備管理が不十分であることが確認されています。

同様な事案は過去にも発生していることから、再発防止のため、改めて下記について徹底されるようお願いします。

記

①輸送の安全確保が最大の使命であることを再認識すること。
②運転者に対し、発車時の扉操作及び安全確認を確実に実施すること、並びに扉を閉じなければ発車できないことについて、指導徹底すること。
③扉及び扉開放防止装置が正常に作動するかどうか、その他当該装置の異常の有無について、日常点検等において確実に点検すること。